

郡山市告示第400号

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年能登半島地震に伴う市税の申告期限を延長する地域及び期日の指定について（令和5年郡山市告示第430号）において、別途郡山市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月17日

郡山市長 品川 萬里

- 1 都道府県名 石川県
- 2 地域 七尾市及び羽咋郡志賀町